

指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の委託要件について

○ 委託先の居宅介護支援事業所の要件

地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）から、指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の一部を受託することのできる居宅介護支援事業所は、次に掲げる事項を満たすことを要件とします。

項目	要件
I. 事業者に関すること	<p>①芦屋市内で1年以上継続して居宅介護支援事業を行っていること</p> <p>②複数の介護支援専門員を配置していること (単独配置の場合は、プラン作成にあたり法人内で支援体制が整備されていること)</p> <p>③過去1年間に、県等から介護保険法による行政上の措置(勧告、命令、指定の取消及び指定の効力の全部又は一部停止)を受けていないこと</p> <p>④保険者や地域包括支援センター等の公的機関に対し、利用者からの苦情やサービス提供事業者とのトラブルに関する相談や問い合わせが続いていること</p> <p>⑤地域包括支援センターと締結する業務委託契約の事項を遵守すること</p> <p>⑥保険者や地域包括支援センター等との連携を密にし、保険者及び地域包括支援センター主催の会議等に参加するよう努めていること</p>
II. 介護支援専門員に関すること	<p>①芦屋市が年3回開催する「介護予防ケアマネジメント研修」に最低1回参加し修了していること</p> <p>②期限内に指定の書類を地域包括支援センターに提出すること</p>
III. 公正・中立性に関すること	<p>①正当な理由なく特定の事業者に対するサービス提供等の偏りがないこと(居宅介護支援における偏りを含む)</p> <p>②上記による減算等を行っていないこと</p>

※ この要件は、平成29年4月以降に芦屋市に所在する全ての居宅介護支援事業者に対して適用する。

※ 新規参入事業者については、上記の要件を満たすまでの間は、委託対象事業者として認定されず、直近の地域包括支援センター運営協議会の議を経た後に芦屋市が認定し、契約可能なものとする。
(ただし、やむを得ない場合において、保険者により個別認定を行った場合には、運営協議会への事後報告とする)

※ 指定介護予防支援事業の委託を認定済の事業者については、第1号介護予防支援事業を委託する場合、平成29年4月1日時点で本要件を満たしているものとする。

○ 委託元の地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の要件

項目	要件
I. 運用に関すること	<p>①原則として初回訪問時は、委託先の介護支援専門員に同行すること</p>